

[実務対応報告]

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」

-
- 法人名 :
 - 部 署 :
 - 役 職 :
 - 名 前 : 西部浩之
-

■コメント :

今回の法改正により、「発生基準により交付金を評価した額を年金資産に加算する」という会計基準を採用することが適當と考えます。この点で公開草案及び（参考）(1) (2) に示された意見は適當ではないと考えます。年金資産に加算する額は、実務上対応可能な範囲内で合理的に評価した額とすることが適當と考えます。別紙はこの観点から作成した基準案ですが、これに限らず、この条件に合致する基準案のなかから最終的な基準を選定することが適當と考えます。なお、この意見は個人としてのものであり、所属団体等の意見を反映したものではないことを申し添えます。

厚生年金基金の代行部分に係る退職給付会計上の取扱いについて（私案）

2006年4月 西部浩之

る運用方法を選択することができると認められる場合には、代行部分の割引率として代行P利率を適用することを認める。（補足5参照）

【交付金の処理に関する私案】

1. 発生交付金現価（仮称）を年金資産に加える方法を認める。
2. 交付金が交付された場合には、発生交付金現価を取り崩すものとする。
3. 次の額（0より大きい場合に限る）を発生交付金現価とすることができる。
 - ア：過去期間代行給付現価算定用利率（代行P利率） \geq 割引率の場合、
「[代行P利率による] 過去期間代行給付現価—最低責任準備金」…★ア
 - イ：過去期間代行給付現価算定用利率（代行P利率） $<$ 割引率の場合、
「[割引率による] 過去期間代行給付現価—最低責任準備金」…★イ
4. 上記ア、イの発生交付金現価の期待運用収益を次の額とすることができる。
 アの場合…代行P利率×（[代行P利率による] 過去期間代行給付現価—最低責任準備金）
 イの場合…割引率× [割引率による] 過去期間代行給付現価—代行P利率×最低責任準備金

関連提案1.

今回の年金法改正及び会計基準の変更等に伴い代行部分（基本部分）の退職給付債務算定上の期間配分方法を給与基準に変更することを、正当な理由によるものと認める。（補足2参照）

関連提案2.

割引率の定義を「安全性の高い長期の債券の利回り」から、「安全性の高い長期の債券の利回り（ただし給付算定上の利率が指標に連動する場合であって、指標等との関係から特に安全性が高くかつ選択可能な運用方法がある場合には、当該運用方法における利率を採用することができる）」に改める。（補足5－1参照）
 （注）代行部分だけでなくキャッシュバランスプランの評価もより適切になると考えられる。

関連提案3.

厚生年金基金において、「運用利率が最低責任準備金利率を下回る率」の0からの乖離が十分小さくな

交付金の処理に関する提案理由

- ① 代行給付現価と最低責任準備金の差額を支給することを目的とする「交付金」の支給が厚年法等で明らかとなつたため、既に発生している「交付金」は退職給付会計上反映することが適当である。
- ② 発生していると認められる割合を見積もる方法としては、退職給付債務の見積もりと同様の方法を採用することが適当である。
- ③ 一人（一給付）の制度の場合に、左記★を採用することは合理的と考えられる。〔次ページ「理由③の解説」参照〕
- ④ 多人数で構成される制度では、個人毎に計算した差額が代行給付時に交付されず、他の者の最低責任準備金が減算されることがある。これは、他の者の最低責任準備金を減算せずに、差額を未払交付金とする（交付まで最低責任準備金と同じ利率で付利される）処理を簡素化したものと考えることができる。
（注）代行給付以降に★が負となっている者については、負となった者を発生交付金現価測定の対象外とすると同時に負となった額を★が正の者に交付していると考えることができる。
- ⑤ 一人（一給付）の制度で代行P利率≥割引率の場合、代行給付よりも後に交付（代行給付後は最低責任準備金と同じ利率で付利）する場合でも★を採用することは合理的と考えられる。※4
※ 代行給付の後、仮にその時点で交付されたと仮定した場合の交付額が、最低責任準備金利率のみで増減する状態となった場合には、仮にその時点で交付されたと仮定した場合の交付額で評価することが適当と考えられる。
- ⑥ ③～⑤より、多人数で構成される制度でも左記★を適用できると考えられる。

（参考）「最低責任準備金を超える債務はない」との意見との関係

代行部分（基本部分）の退職給付債務の算定において給与基準を採用した場合
「代行部分の退職給付債務 = (割引率による) 過去期間代行給付現価」である。
このため、「割引率=代行P利率」の場合には、
「発生交付金現価 = 代行部分の退職給付債務 - 最低責任準備金」
となり、最低責任準備金を超える債務がないという見解と合致する。

理由③の解説

（注）ここでの最低責任準備金は、交付金（の元利合計）を反映する前の最低責任準備金の意味で用いた。
ここで交付金の現価計算に用いる利率は割引率とした。

（1）発生交付金現価

= 将来交付される額 × 既に発生している比率 / (1 + 割引率) 交付までの期間
= (分割交付毎の) Σ [交付時の ([代行P利率による] 過去期間代行給付現価 - 最低責任準備金) × 分割交付割合 × 既に発生している比率 / (1 + 割引率) 交付までの期間]
(分割交付割合の合計が概ね1となる場合 ※5、代行給付以前のある時点 [加重交付時] について)
※ 現時点で見込まれないものまたは現時点で発生していないと認められるものは反映しないことができる。
= 加重交付時の ([代行P利率による] 過去期間代行給付現価 - 最低責任準備金) × 既に発生している比率 / (1 + 割引率) 加重交付までの期間
= 加重交付時の [代行P利率による] 過去期間代行給付現価
× 既に発生している比率 / (1 + 割引率) 加重交付までの期間
- 加重交付時の最低責任準備金 × 既に発生している比率 / (1 + 割引率) 加重交付までの期間
= 下記（2）一下記（3）

（2）加重交付時の [代行P利率による] 過去期間代行給付現価

× 既に発生している比率 / (1 + 割引率) 加重交付までの期間
= [代行P利率による] 過去期間代行給付現価
× (1 + 代行P利率) 加重交付までの期間 / (1 + 割引率) 加重交付までの期間
（理由）過去期間代行給付現価 = 加重交付時の過去期間代行給付現価
× 給与基準の接分率 ※6 / (1 + 代行P利率) 加重交付までの期間
※ 代行部分の給与は「各期の労働の対価が合理的に反映されている」（実務指針2.（2））と考えられる。
（代行P利率≥割引率の場合）
≥ [代行P利率による] 過去期間代行給付現価。
※ 割引率≥代行P利率の場合は「≥ [割引率による] 過去期間代行給付現価」となる。

（3）加重交付時の最低責任準備金 × 既に発生している比率 / (1 + 割引率) 加重交付までの期間

= 最低責任準備金と同じ算定式をもつ退職給付の退職給付債務
= 現在の最低責任準備金
（最低責任準備金は確定拠出年金と同様の給付算定式をもつ）
（確定拠出年金では要支給額=退職給付債務と考えられる ※7）
※ 退職金の内枠から控除される中退共・確定拠出年金がある場合に採用されている考え方と同じ。

補足1

現時点で予測されないものまたは現時点で発生していないと認められるものを反映しない場合、「分割交付割合」の合計は1とみなして良いか?

(注) ここでの最低責任準備金は、交付金（の元利合計）を反映する前の最低責任準備金の意味で用いた。

交付が1度（給付時のみ）であれば合計は1

交付が2度（給付時と中途）の場合、分割交付割合の合計は

中途交付割合+給付時交付割合

$$= \text{中途交付額} / (\text{中途代行給付現価} - \text{中途最低責任準備金})$$

$$+ \text{給付時交付額} / (\text{給付額} - \text{給付時最低責任準備金}) \cdots (A)$$

$$\begin{aligned} \text{給付時最低責任準備金} &= \text{中途最低責任準備金の元利合計} \text{ (最低責任準備金利率: 中途～給付まで付利)} \\ &\quad + \text{中途～給付までの免除保険料元利合計} \text{ (最低責任準備金利率)} \cdots (B) \end{aligned}$$

$$\text{給付額} = \text{中途代行給付現価の元利合計} \text{ (代行P利率: 中途～給付まで付利)}$$

$$+ \text{中途～給付までの給与に係る代行給付元利合計} \text{ (代行P利率)} \cdots (C)$$

$$\text{給付時交付額} = \text{給付額} - \text{給付時最低責任準備金}$$

$$- \text{中途交付額の元利合計} \text{ (最低責任準備金利率: 中途～給付まで付利)} \cdots (D)$$

仮に（仮定1）（B）（C）の第2項同士が一致し、

（仮定2）「中途～給付までの最低責任準備金利率が代行P利率に一致する場合、

$$(D) = \text{「中途代行給付現価} - \text{中途最低責任準備金} - \text{中途交付額」の元利合計} \text{ (中途～給付まで付利)}$$

$$\text{給付額} - \text{給付時最低責任準備金} = \text{「中途代行給付現価} - \text{中途最低責任準備金」の元利合計} \text{ (中途～給付まで付利)}$$

よって

（A）=1が成立する。

（交付が3度以上の場合、または給付時に交付がない場合でも同じことがいえる。）

（注）

（仮定1）は、いまだ発生していない部分と考えられることから問題ないと考えられる。（補足2、補足3参照）

（仮定2）については、代行P利率は（仮定2）が成立するように設定されており、今後も（仮定2）が成立しないと認められる場合は、代行P利率が見直されることとされている。このため、代行P利率について、（仮定2）よりも合理的な仮定を示すことは困難と考えられる。

補足2

代行給付のうち既に発生している割合として「給与基準」を採用して良いか?

「給与基準」は実務指針としても採用されている。代行部分の給付額の算定式では各勤務期間の給与が直接退職給付見込額に反映されており、かつ、代行部分の給与に各期の労働の対価が合理的に反映されていると認められるることは明らかである。このことから、「給与基準」の採用は合理的と考えられる。なお、この評価方法は、キャッシュバランスプラン等の会計基準として国際的に認められつつある「traditional unit credit method」と合致する。

退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会）

2. (2) (抜粋)

全勤務期間の給与額を体系的に定めていて、退職給付の算定基礎となる各期の給与額に各期の労働の対価が合理的に反映されていると認められる場合には、給与基準（退職給付見込額のうち、全勤務期間における給与総支給額に対する各期の給与額の割合に基づいた額を各期の発生額とする方法）を用いることも認められる。

補足3

退職金制度の内枠で控除される確定拠出型の企業年金の退職給付債務は、要支給額と考えて良いか?

最も合理的な方法と考えられる。既に実務基準としても採用されており、広く適用されていると思われる。

退職給付会計に係る実務基準（日本年金数理人会）

3.8 確定拠出型の企業年金制度等との調整

退職金制度の内枠で中小企業退職金共済制度や確定拠出型の企業年金制度（以下、「確定拠出型の企業年金制度等」という。）を採用している場合、当該制度等からの退職給付については、基本的には当該制度等に基づく要拠出額をもって費用処理を行い、退職給付債務や年金資産を計算することは要しないことになる。

一方、退職金制度のうち確定拠出型の企業年金制度等からの退職給付を控除した部分に係る退職給付債務については、退職金制度の退職給付債務から当該制度等における年金資産（中小企業退職金共済制度にあっては要支給額）を控除した額とし、勤務費用については退職金制度の勤務費用から当該制度等の要拠出額を控除した額とすることができるものとする。

補足4

代行給付後の発生交付金現価は、「仮にその時点で交付された場合の額」として良いか？

代行給付の後、仮にその時点で交付された場合の交付額が最低責任準備金利率のみで増減する場合の評価方法として、例えば次の2つの方法が考えられる。(ただし最低責任準備金利率及び交付までの期間の予測は実務上困難)

- a. 仮にその時点で交付された場合の交付額で評価する方法
- b. $a \times \{(1 + \text{最低責任準備金利率}) / (1 + \text{割引率})\}$ 割引までの期間

仮に補足1(仮定2)と同様「最低責任準備金利率=代行P利率」との仮定を置いた場合、

割引率≤代行P利率の場合、 $b \geq a$

割引率>代行P利率の場合、 $b \leq a$

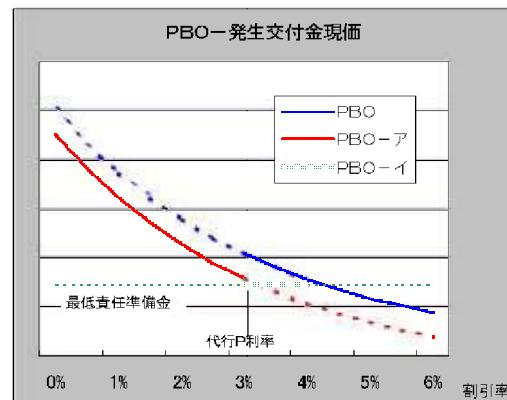
となる。割引率≤代行P利率の場合には、保守的なaを採用しても「発生交付金現価≥[代行P利率による]過去期間代行給付現価-最低責任準備金」が成立することから、★アは合理的であると考えられる。この場合の、PBO-発生交付金現価のイメージは、下図「PBO-ア」とおりである。

割引率>代行P利率の場合、aを採用した場合のPBO-発生交付金現価のイメージが下図PBO-イである。

bを採用し、交付までの期間が限りなく大きくなった場合、発生交付金現価は0となる(下図PBO)。

両者を比較すると、次の理由からaを採用することが適当と考えられる。

- i. PBO-発生交付金現価が割引率=代行P利率の前後で連続しているという事実に合致していること
- ii. ★アではaを採用しているため、企業間または期間毎の損益の比較という点でもよりも優れていること
- iii. 代行給付後の取扱いであり、資産評価としての合理性のみで判断できること
- iv. 「最低責任準備金利率で運用すれば最低責任準備金及び免除保険料を超える負担がない」ことと整合性があると思われること



補足5

ため、最低責任準備金利率が選択可能な運用方法の利率であった場合は、最低責任準備金利率は給付及び交付金算定上の利率を考慮した場合に極めて安全性の高い利率である。

代行部分の退職給付債務の測定における割引率として、代行P利率を用いて良いか？

以下の補足5－1～補足5－4が示された場合には、代行部分の退職給付債務の測定における割引率として代行P利率を用いることができる。補足5－1～補足5－4のうち、少なくとも補足5－3以外は妥当であると考えられる。

補足5－1

割引率として、「給付算定上の利率を考慮したうえで」安全性の高い利率を用いて良いか？

例えば将来の給付額が、現在の要支給額と今後の付与額（各期の労働の対価が合理的に反映されていると認められるものと仮定）の元利合計となっている場合で、その利率が選択可能な運用方法の利率と完全に一致する場合、要支給額を年金資産として保有したうえで今後の付与額を毎期拠出すれば追加拠出が不要となることは明らかである。このことから、割引率の定義を「安全性の高い長期の債券の利回り」から、「安全性の高い長期の債券の利回り（ただし給付算定上の利率が指標に連動する場合であって、指標等との関係から特に安全性が高くかつ選択可能な運用方法がある場合には、当該運用方法における利率を採用することができる）」に改めることが適当である。この場合、（ ）内の条件により採用される割引率は原則として変数となる。

（参考）確定拠出年金における会計基準との整合性

確定拠出年金においては退職給付債務及び年金資産を除くこととされている。このため、仮に確定拠出年金の退職給付債務を合理的に測定した場合、年金資産に一致すべきと考えられる。確定拠出年金の退職給付債務算定において、(i)債務の評価方法として補足2と同様に traditional unit credit method を採用し、かつ (ii) 割引率として補足5－1により確定拠出年金の実利率を採用した場合、確定拠出年金の退職給付債務は常に年金資産に一致する。このことは関連提案1及び関連提案2の妥当性を示唆していると考えられる。なお、退職給付債務及び年金資産を除くことができるには、年金資産と退職給付債務が一致しない運用方法を原則として取り得ない場合に限定することが適当と考えられる。

補足5－2

給付及び交付金算定上の利率を考慮した場合に、最低責任準備金利率は安全性の高い利率か？

最低責任準備金を年金資産として保有したうえで最低責任準備金利率で運用した場合には、免除保険料を超える追加拠出は生じない。また、免除保険料には一般に各期の労働の対価が合理的に反映されていると認められる。こ

なお、厚生年金基金の基本部分のうち代行部分以外の割引率については原則として従来の基準が適用される。

以上

補足5－3

最低責任準備金利率は実現可能か？

例えは最低責任準備金と同利率を保証する保険商品が提供された場合、または厚生年金基金の「運用利率が最低責任準備金利率を下回る率」の0から乖離が十分小さくなる運用方法を選択することが可能であると認められる場合には、最低責任準備金利率での運用は「安全性の高い」方法といえる。後者の理由により当該運用が可能であることを示すには、例えば次の3つの観点から検討することが考えられる。

※ 公開された内容にはこの観点から言及したものはないため、今のところ補足5－3が成立するかどうかは明らかではないものと推測される。なお、選択可能であることが示されれば、実際に選択することは要しない。

- ① 厚生年金本体の運用方法及びその開示内容
- ② 開示された内容を利用して厚生年金基金が実施できる運用方法と、実際の厚生年金本体の運用方法との乖離によって生じる運用利率の差
- ③ 厚生年金本体の運用期間と最低責任準備金の適用期間の違いによる影響

なお、最低責任準備金利率が低いと見込まれる場合にも、最低責任準備金利率は実現可能と考えることができる。この場合の実質的な債務が最低責任準備金以下であることは、既に反映されていると思われる（補足4イメージ図参照）。このことは、交付金の処理に関する私案および関連提案1の妥当性を示唆するものと考えられる。

補足5－4

代行部分の退職給付債務算定上の割引率として、代行P利率を用いて良いか？

補足5－3が成立した場合、補足5－1および補足5－2より最低積金準備金利率を割引率として発生交付金現価及び退職給付債務を算出することができる。ただし、最低責任準備金利率が変数であるため、発生交付金現価と退職給付債務を区分して開示することはできず、「退職給付債務－発生交付金現価」が最低責任準備金であることを明示される。

ここで補足1仮定2と同様に「割引率＝最低責任準備金利率」と仮定した場合には、「退職給付債務－発生交付金現価」が最低責任準備金であるという条件を満たしたうえで、退職給付債務及び発生交付金現価を区分して明示することができる。また補足5－3が成立しない場合との整合性もあると考えられる。このことから、代行部分において補足5－3が成立する状況となった場合には、代行P利率を割引率とすることのほうが、変数である最低責任準備金利率を割引率とするよりも、開示情報として好みしいものと考えられる。関連提案2（）内の条件により採用される割引率が定率となるのはこのような特別な場合に限られると考えられる。